
プラスチック資源循環促進法に基づく
認定プラスチック使用製品のグリーン購入法における配慮の方向性等（案）

令和6年3月11日

1. プラスチック使用製品の設計認定プロセス	3
2. 認定プラスチック使用製品とグリーン購入法の特定調達品目との比較	4
3. 認定プラスチック使用製品の調達の推進に関する検討課題の整理	7
4. その他の検討課題	15

1. プラスチック使用製品の設計認定プロセス

- プラスチック資源循環促進法第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品（認定プラスチック使用製品）は、同法第10条に基づき、国は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）において認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

プラスチック使用製品設計指針

令和4年1月19日告示

業界団体等
製品分野ごとの設計ガイドライン等の策定

製品分野ごとの設計認定基準の策定

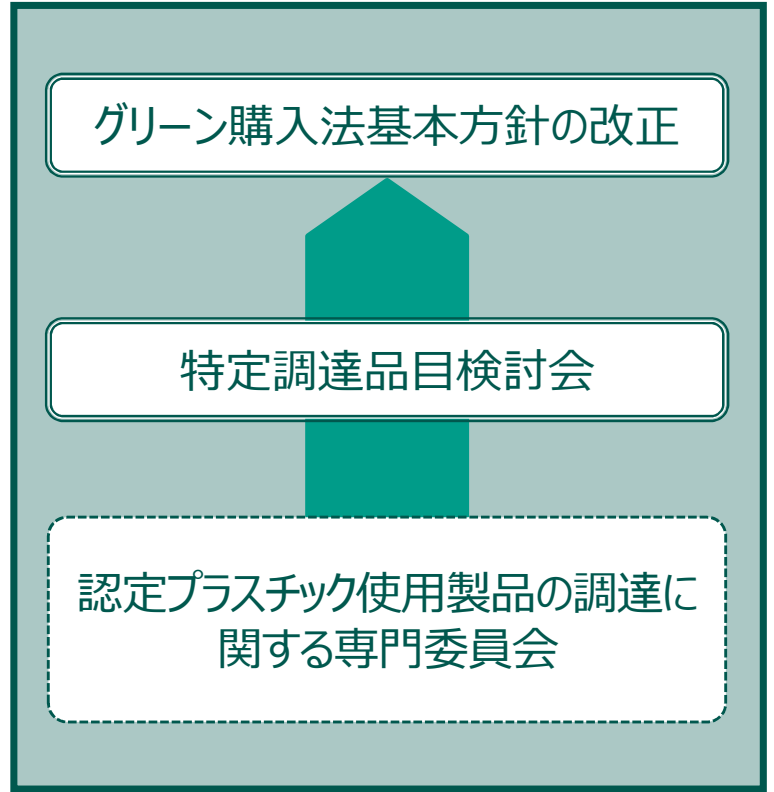
設計認定を受けるに当たって適合すべき事項の検討	業界団体、経済産業省 事業所管省庁
「設計認定基準WG」での設計認定基準の策定	経済産業省 事業所管省庁

プラスチック使用製品の設計認定

プラスチック使用製品の申請	プラスチック使用製品製造事業者等
審査・設計認定（認定プラスチック使用製品への認定番号付与等）	経済産業省 事業所管省庁

グリーン購入法上の特定調達品目ごとの判断の基準等に照らし、認定プラスチック使用製品の調達における配慮のあり方について本専門委員会において検討。

プラスチック資源循環促進法
第十条第一項



2. 認定プラスチック使用製品とグリーン購入法の特定調達品目との比較

- 認定プラスチック使用製品は主にプラスチックが対象であるが、特定調達品目は紙や金属等の全ての素材が対象となる。
- プラスチック使用製品に限れば、認定プラスチック使用製品は特定調達品目同等以上の優れた設計であることが想定されるものの、基準の観点が異なり、特定調達品目は製品の機能や化学物質等にも着目した包括的な基準が設定されている。

	認定プラスチック使用製品	グリーン購入法の特定調達品目
対象	原則として、プラスチックの割合が重量比又は体積比で過半を占める、 <u>特に優れた設計であるプラスチック使用製品</u>	特定調達品目： 国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、 国等による一定の調達 があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への 需要の転換 が見込めるもの
分野	—	22分野287品目 例：コピー用紙、ボールペン、机、プリンタ、エアコン、乗用車等
基準	(1) 及び (2) を満たすこと。 (1) 製品のライフサイクル評価及び評価結果等の公表 (2) 製品分野ごとに定める基準への適合※ ※プラスチック使用製品設計指針に即し、構造（減量化、包装の簡素化、単一素材化等）、材料（プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックの利用、バイオプラスチックの利用等）から製品分野ごとに設定	・地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の 多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的に とらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等の ライフサイクル全体 について考慮 例：省エネ基準、燃費基準、化学物質基準、資源循環(古紙、再生プラ等)、木材の合法性確認、解体容易性、CFP値の開示等 ・判断の基準（基準値1・2）、配慮事項を設定
適合判断	国及び指定調査機関（第三者機関）	・ 事業者による自己宣言 ・第三者の情報等を基に調達者が判断
購入(調達)対象者	事業者及び消費者：努力義務	・国等（各府省庁等、独立行政法人等）：義務 ・地方公共団体等：努力義務 ・事業者・国民：一般的責務

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号) (抄)

(認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等)

第十条 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成十二年法律第百号) 第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品 (以下「認定プラスチック使用製品」という。)の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (令和4年2月25日閣議決定) (抄)

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向 (1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

【前 略】

国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号) 第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針 (令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号) に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品 (以下「認定プラスチック使用製品」という。)については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針 (抄)

ニ プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項

【前 略】

2 国の取組

国は、プラスチック使用製品設計指針を策定するとともに、プラスチック使用製品製造事業者等から設計認定の申請があった場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。認定プラスチック使用製品の市場への普及を促進するためには、認定プラスチック使用製品に係る情報開示が重要であることから、国は、認定プラスチック使用製品の情報の公表等を通じて、消費者等に対して情報発信を行うものとする。

加えて、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮するものとする。国が率先して認定プラスチック使用製品を含む環境物品等の調達に取り組むことにより、需要の転換を促進する効果が期待される。

また、認定プラスチック使用製品のみならずプラスチック使用製品設計指針に即して設計されたプラスチック使用製品を広く普及するため、プラスチック以外の素材や再生プラスチック、バイオプラスチックの利用実態と今後の見通しを把握し、製品用途別の利用可能性に応じて、品質・コスト・安定供給可能性等の導入に際しての課題を解消するとともに、消費者に環境価値を訴求することを通じて、プラスチック以外の素材や再生プラスチック、バイオプラスチックの供給及び利用の双方を拡大するべく、予算事業等を通じて、技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組への支援並びに普及啓発活動に取り組むものとする。

3. 認定プラスチック使用製品の調達の推進に関する検討課題の整理



3-1. 認定プラスチック使用製品の調達の推進に向けた配慮の方向性について

- より環境に配慮された製品への需要の転換を促進していくため、認定プラスチック使用製品の調達の推進に当たり、グリーン購入法における配慮のあり方について今後の方向性を検討する。その際、WTO政府調達協定との整合性にも留意する必要がある。

3-2. 国等による調達量が少ない認定プラスチック使用製品の配慮の方向性について

- 認定プラスチック使用製品に対応する特定調達品目があるものについては、設計認定基準と現行の判断の基準との包含関係（同等であること等）を確認し、認定プラスチック使用製品の調達が配慮されるよう判断の基準等を見直す。他方、認定プラスチック使用製品に対応する特定調達品目がない場合の配慮のあり方についても検討する必要がある。

3. 認定プラスチック使用製品の調達の推進に関する検討課題の整理

3-1. 認定プラスチック使用製品の調達の推進に向けた配慮の方向性について

検討課題	<ul style="list-style-type: none">■ プラスチック資源循環促進法に基づく製品分野ごとの設計認定基準の策定後、認定プラスチック使用製品の認定状況を踏まえ、特定調達物品等の判断の基準に位置付けることを検討するが、その際、認定プラスチック使用製品の調達の推進に当たり、より環境に配慮された製品への需要の転換を促進していくため、グリーン購入法における配慮の方向性を検討する必要がある。■ また、環境物品等の調達の推進に当たっては、WTO政府調達協定との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害にならないよう留意する必要がある。エコマーク認定基準を判断の基準等に位置づけた際は、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」としている。<ul style="list-style-type: none">➢ しかし、特定調達物品等であるための「判断の基準」への適合は自主的取組による確認が認められているため、プラスチック使用製品の設計認定を取得するインセンティブが働きにくくなる可能性がある。
------	--

考え方(案)	<ul style="list-style-type: none">■ グリーン購入法において、特定調達物品等であるための「判断の基準」の運用に当たっては、「基準1」と「基準2」の2段階の基準を設けることで、より高い環境性能へのレベルアップを推進している。このため、将来的に認定プラスチック使用製品の一定の調達が可能であることを確認できた段階で、「認定プラスチック使用製品であること」又は当該製品の設計認定基準を、「判断の基準」の「基準1」に位置づけることを検討する。■ 「認定プラスチック使用製品であること」を判断の基準や配慮事項に位置づける際は、WTO政府調達協定に配慮し、「又は同等のものであること」を付することを検討する。
--------	--

ご意見いただきたい点	<ol style="list-style-type: none">1. 考え方(案)について、論点や考慮すべき事項はあるか。2. 設計認定を取得するインセンティブを維持しながら、WTO政府調達協定との整合性の取り方について、ご意見いただきたい。
------------	--

3. 認定プラスチック使用製品の調達に関する検討課題の整理

3-1. (参考) 特定調達品目の判断の基準と配慮事項

判断の基準		グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準
基準値	基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
	基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項		特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1. 令和6年度における検討課題等 (案) 【3/5】

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

④ 2段階の判断の基準 (基準値 1, 2) 等の更なる活用方策に係る検討

➤ 基準値 1, 2 の趣旨を踏まえながら社会情勢・関連施策等への着実な対応

□ 更なる環境負荷低減が見込まれる製品・サービスへの対応

- GXの進捗に伴い、新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる製品等 (グリーンスチール/ケミカル等) の需要拡大が課題となってきた。
- グリーン購入法の判断の基準の運用に当たっては、2段階の判断の基準を設けて、より高い環境性能へのレベルアップを推進してきたところであり、こうした**先端的な製品・サービスをまず基準値 1 に適切に位置づけ、又は配慮事項も活用すること**で、公共調達の分野でも需要拡大に寄与できるのではないかと。
- このため、以下の運用を図ることとしてはどうか。
 - より高い環境性能として国等の機関が推奨する製品等に関する情報収集
 - 新たな環境物品等の開発に積極的に取り組む事業者等からの提案を喚起
- 後述1.2の「より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応」及び1.3の「国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応」とも連携

基本方針に具体的に位置づけられるかは特定調達品目検討会で判断 (内容に応じて懇談会形式で個別確認の可能性もあり)

- 上記を踏まえた対応として、必要に応じて基本方針及び「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」「特定調達品目の見直し等に関する方針」への適切な反映

3. 認定プラスチック使用製品の調達の推進に関する検討課題の整理

3-1. (参考) 政府調達に関する協定 (抄)

第十条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

- 1 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。
- 2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に従う。
 - (a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。
 - (b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築規準に基づいて当該技術仕様を定めること。
- 3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適当なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。
- 4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。
- 5 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。
- 6 締約国(その調達機関を含む。)は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

3. 認定プラスチック使用製品の調達に関する検討課題の整理

3-2. 国等による調達量が少ない認定プラスチック使用製品の配慮の方向性について

検討課題	<ul style="list-style-type: none">■ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に記載される「特定調達品目の基本的事項」において、特定調達品目は、「国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するもの」とされている。■ 他方で、認定プラスチック使用製品の中の一部の製品分野は、国等による調達での配慮が難しい。<ul style="list-style-type: none">➢ 例えば、過去の「特定調達品目に関する提案募集」において、「国等による一定の調達」が困難であることを理由として、提案を参考とした判断の基準等の設定が見送られた事例が存在する。（次頁に概要掲載）■ 国等による調達量が少ない製品分野に対して、配慮の方向性について検討が必要。
-------------	--

考え方(案)	<ol style="list-style-type: none">① 特定調達品目検討会において、地方公共団体によるグリーン購入の促進に向けた対応が令和6年度の検討課題とされているところ、国等による調達量が少ない認定プラスチック使用製品も原則として特定調達品目の対象に含まれるよう、基本方針に記載の「特定調達品目の基本的事項」を改定する検討可能性はあるか。② 上記①の対応が困難な場合、基本方針の「特定調達物品等以外の環境物品等」等の前文において、特定調達品目に対応していない認定プラスチック使用製品について具体的に明記することを検討してはどうか。<ul style="list-style-type: none">➢ グリーン購入法第7条1項に基づき、基本方針に即して、国等で年度ごとに定める調達方針において、配慮する（「特定調達物品等以外のxx年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標」への追記等を想定）。その際は環境省等より、府省庁や地方公共団体等への事務連絡を発出することを想定。
---------------	--

ご意見 いただきたい点	<ol style="list-style-type: none">1. 考え方(案) ①の改定を検討する余地や妥当性はあるか。検討する場合、どのような論点があるか。2. ①、②以外にどのような配慮の方法が考えられるか。
------------------------	---

1. 令和6年度における検討課題等 (案) 【5/5】

1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

① 地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

- ➔ 国等の調達に限らない対象品目・基準等の可能性の検討、情報提供等
 - 国等以外の主体による調達の多い品目を追加する等の方策の検討
 - 前述1.1③の「特定調達品目の見直し等に関する方針」の検討と連携
 - 地方公共団体の要望の聴取（役務の検討に係る調査も併せて実施）、地域の特性に応じた品目等の採用に向けた検討
 - 地方公共団体における優良事例・ベストプラクティスに係る情報提供、例えば地産地消を推し進めるための品目・基準等の設定の考え方の提示等
- ➔ グリーン購入導入キットの普及促進・継続的活動の推進等
 - グリーン購入未実施の地方公共団体向けの「導入キット」のトライアル等
 - ホームページ等における公表、都道府県・市町村への紹介及び協力依頼、全国説明会の活用等

② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

- ➔ 環境物品等の選択容易性の向上
 - 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記
 - 令和2年度3品目、令和3年度88品目、令和4年度15品目、令和5年度2品目
 - 令和6年度においてはプリンタ等、携帯電話などの見直しを予定。他の品目に係る環境ラベルの活用についても引き続き検討

3. 認定プラスチック使用製品の調達の推進に関する検討課題の整理

3-2. (参考)近年の提案募集において、「国等による一定の調達」がないこと等を理由に採用されなかった事例



検討年度	分野	主な提案品目等	見直し・新規追加	提案の内容 (判断の基準の考え方等)	提案品目等に係る検討
令和2年度	オフィス機器等	雨傘のしずく取り器	新規追加	ビニール（ポリ袋）や電気を使用せずに雨傘のしずくを取る機器	国等の機関における調達が少ないことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り
	その他繊維製品	不織布バッグ (バイオPE配合バッグ、生分解性バッグ)	新規追加	原料としてバイオマスプラスチック（PE）を10%以上使用した不織布バッグ	国等の機関における調達がない又は極めて少ないことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り
令和3年度	オフィス家具等	アクリルパーティション (飛沫防止)	新規追加	新型コロナウイルスの飛沫感染を防止する為の再生アクリル透明パーティション	再生アクリル樹脂を使用した飛沫防止用のパーティション。特定の用途に限定され、一時的に調達量が増加することが想定されるが、長期的な環境負荷低減効果は低いと考えられることから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り
令和4年度	その他	ハンドソープ、除菌アルコールスプレー	新規追加	使用済みプラスチックを回収・処理し再資源化した容器を使用した衛生用品	再生プラスチックの容器を使用したハンドソープ及び除菌アルコールスプレー。中身を詰め替えて使用可能な形態のものを調達することによる容器自体のリデュース、容器を繰り返し使用するリユースがより重要であり、特に国等の機関は率先して2Rを推進する必要があることから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

4. その他の検討課題

4-1. グリーン調達する上での認定プラスチック使用製品の確認方法について

- 国等のグリーン調達に際して、認定プラスチック使用製品の確認方法については、今後の経済産業省による、プラスチック使用製品の設計認定に係る基準等に関する審議の内容を踏まえて、検討することとなるが、現時点で想定される論点等があれば整理する。

4-2. 消費者等への認定プラスチック使用製品の普及啓発について

- プラスチック資源循環促進法第10条第2項において、事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならないとされており、消費者等への認定プラスチック使用製品の普及啓発のあり方や望ましい施策等について検討する。

4. その他の検討課題

4-1. グリーン調達する上での認定プラスチック使用製品の確認方法について

検討課題	<p>(1) 調達者が認定プラスチック使用製品であることを確認する方法及び情報の活用について</p> <ul style="list-style-type: none">■ プラスチック資源循環促進法第8条第6項において、「主務大臣は、設計認定をしたときは、当該設計認定に係るプラスチック使用製品の情報を公表する」旨を定めており、グリーン購入法基本方針の前文にも反映済み。 <p>(2) 認定プラスチック使用製品であることが判断の基準に位置づけられた場合の適合確認の方法について</p> <ul style="list-style-type: none">■ 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドラインにおいては、特定調達品目の「判断の基準」への適合の確認は、特定調達物品等の製造事業者等による自主的取組によるか、又は「判断の基準」と同等以上の基準等に基づく第三者機関による認証（エコマーク認定等）によるとされている。■ 上記を踏まえ、認定プラスチック使用製品であることの確認方法や判断の基準への適合確認の方法を検討する必要がある。
------	---

考え方 (案)	<p>(1) 認定プラスチック使用製品であることの確認方法（公表方法、公表内容、製品への表示等）は、経済産業省による、プラスチック使用製品の設計認定に係る基準等に関する審議の内容を踏まえて、検討する。</p> <p>(2) 認定プラスチック使用製品は、指定調査機関による設計認定基準に基づく設計調査結果を考慮し、国が認定するため、設計認定基準が判断の基準と同等以上であれば、第三者機関において併せて、特定調達物品等に相当することの確認が行われることとなる。</p>
------------	--

ご意見 いただきたい点	<ul style="list-style-type: none">■ 認定プラスチック使用製品であることの確認方法及び判断の基準への適合確認について、論点や懸念点があればご意見いただきたい。
----------------	---

4. その他の検討課題

4-2. 消費者等への認定プラスチック使用製品の普及啓発について



検討課題

- **グリーン購入法では、事業者や国民に対して一般的責務として環境物品等をできる限り選択**するよう定めている。他方、**プラスチック資源循環促進法では、第10条第2項において「事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。」**と定めている。また同法第8条第6項において、主務大臣は認定プラスチック使用製品の情報を公表するものとされている。
- **プラスチック使用製品製造事業者等が、プラスチック使用製品設計指針に基づく環境に配慮された設計への積極的な取り組みにつながるよう、消費者の認定プラスチック使用製品の使用を促す普及啓発が必要。**

考え方 (案)

- **プラスチック資源循環促進法の特設サイトにおいても、認定プラスチック使用製品の情報を公表する。**
- **インターネット上で商品を販売するウェブサイト（ECサイト）や環境情報データベースでは、環境に配慮された製品の特集ページが設けられている場合があり、グリーン購入法基本方針に定める判断の基準に適合する特定調達物品等の一部においては、ECサイト等でグリーン購入法適合品として選択可能**となっている。
- **認定プラスチック使用製品の普及においても、ECサイト等と連携することで、製造事業者等の取組促進や消費者の使用促進を図ってはどうか。**

ご意見 いただきたい点

1. ECサイトとの連携を推進するにあたり、**考慮すべき事項等**はあるか。
2. **ECサイトとの連携以外にも、望ましい施策等**があればご意見いただきたい。